令和元年国土交通省令第三十号

る省令航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定め

の一部の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。第三項及び第六条第一項の規定に基づき、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第三十八号)附則第四条

則」という。)において使用する用語の例による。 律(以下「改正法」という。)及び航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規第一条 この省令において使用する用語は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法

(使用者の整備及び改造の義務に関する経過措置)

に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。項について確認主任者に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、次項の装備品基準適合証第二条(第一号相当確認等は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事

当確認 て、当該装備品等が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。 第一号相装備品等の製造過程(装備品等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状についること。 本年法律第二百三十一号。以下「法」という。)第十条第四項第一号の基準に適合すること。 事項 事項	当確認第	Ξ	1	当	<u> </u>		当	-	TAE]
「表現のでは、 1975 1	1	唯認	第一	帷認	第		帷認	第	認の	1000
 十条第一項第二号、第六号又は第七号の能力について司項の認定を受けた者は、前項の 一条第一項第二号、第六号又は第七号の能力について司項の認定を受けた者は、前項の 一条第一項第一号の基準に適合すること。 一方相装備品等が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。 七年法律第二百三十一号。以下「法」という。)第十条第四項第一号の基準に適合すること。 七年法律第二百三十一号。以下「法」という。)第十条第四項第一号の基準に適合すること。 本語、 本語、 	去第二十		二号					一号	区分	1
第六号又は第七号の悲かこついて司頁の忍定を受けた者は、前頂第十条第四項第一号の基準に適合すること。等が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。等が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。場合(装備品等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状につ過程(装備品等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状につ過程(装備品等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状につ過程(装備品等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状につ過程及び完成後の現状について、当該装備品等が航空法(昭和二	常一頁第二号、	該装備品等が法院	装備品等の修理	て、当該装備品	装備品等の製造	ること。	七年法律第二百二	装備品等の製造!		1. 2. 計算によって
お七号の能力こついて司頂の認定を受けた者は、前頂 第一号の基準に適合すること。 第四項第一号の基準に適合すること。 第四項第一号の基準に適合すること。 第四項第一号の基準に適合すること。 等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状について、 等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状についる。 等を製造する場合に限る。)及び完成後の現状について、 当該装備品等が航空法(昭和二 を製造する場合に限る。)及び完成後の現状について、 当該装備品等が航空法(昭和二	第六号又は第	第十条第四項	又は改造の計	等が法第十条	過程(装備品		二十一号。以	過程及び完成		1
(について同項の認定を受けた者は、前項準に適合すること。 多の基準に適合すること。 の以て、当該装備品等が航空法(昭和二 を関合に限る。)及び完成後の現状について、 を関合に限る。)及び完成後の現状について、 の基準に適合すること。	弗七号の能力	第一号の基	:画及び過程	第四項第一	品等を製造す		下「法」と	後の現状に	市	0
質の認定を受けた者は、前項の認定を受けた者は、前項を第四項第一号の基準に適合にる。) 及び完成後の現状について、適合すること。	について司	準に適合す	並びにその	号の基準に	る場合に限		いう。) 第十	ついて、当	項	
を受けた者は、前項 の現状について、 と。 と。 と。 こと。 こと。	項の認定な	ること。	作業完了丝	適合するこ	(る。) 及び		条第四項等	該装備品竿		
は 切 規 状に の の の の の の の の の の の の の	を受けた者		仮の現状に	しと。	5完成後の記		界一号の基:	ずが航空法		
	は、前項		ついて、		現状につ		準に適合	(昭和二		

に交付するものとする。 を外に掲げる事項について確認をしたときは、装備品基準適合証を、当該装備品等の使用者表の下欄に掲げる事項について確認をしたときは、装備品基準適合証を、当該装備品等の使用者表の下欄に掲げる事項について同項の認定を受けた者は、前項の法第二十条第一項第二号、第六号又は第七号の能力について同項の認定を受けた者は、前項の

(事業場の認定に関する経過措置)

2 所忍をひ言か明見よ、日恩をひ言か明見ひ銭子明見とする。 務の範囲について、かつ、旧認定に係る限定を付して行われたものとする。 務の範囲について、かつ、旧認定に係る限定を付して行われたものとする。 ものとみなされた認定 (以下「新認定」という。) は、当該新認定を受けたものとみなされた者第三条 改正法附則第六条第一項の規定により改正法第二条による改正後の法の規定により受けた

新認定の有効期間は、旧認定の有効期間の残存期間とする。

所

から施行する。 る。ただし、第三条の規定は改正法附則第一条第三号の政令で定める日(令和四年六月十八日)る。ただし、第三条の規定は改正法附則第一条第二号の政令で定める日(令和元年九月十八日)から施行す